

八幡平市環境基本条例(平成22年3月15日条例第1号)

最終改正:平成27年12月16日条例第15号

改正内容:平成27年12月16日条例第15号

○八幡平市環境基本条例

平成22年3月15日条例第1号

改正

平成24年1月19日条例第2号

平成27年12月16日条例第15号

八幡平市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針(第8条―第11条)

第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第12条―第25条)

第4章 環境審議会(第26条―第32条)

第5章 雑則(第33条)

附則

私たちのまち八幡平市は、岩手山、八幡平、安比高原、七時雨山に代表される山々に抱かれ、豊かな自然のもと、北上川、米代川、馬淵川の源流域となる良質な水や多くの温泉を有し、十和田八幡平国立公園の美しい景観が広がる地域です。私たちは、この豊かな自然がもたらす恵みを暮らしや産業に生かしながら、自然と共存して発展してきました。しかしながら、近年の利便性を重視した社会経済活動や生活様式は、環境への負荷を著しく増大させ、その影響は地域の環境にとどまらず、生物の基盤である地球環境にまで深刻な影響を与えています。私たちは、社会経済活動が環境に与える影響を理解し、健全で恵み豊かな環境を守り、育み、人々が健康で潤いと安らぎに満ちた快適な生活を営むことができる環境を創りだしていかなければなりません。このような認識の下に、すべての者の連携と協力により、環境の保全と創造に取り組み、豊かな自然の恵みを享受する八幡平市の未来像「農と輝の大地」の創出に努め、環境への負荷の少ない持続的に発展ができる社会を構築し、将来の世代に継承していくために、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び滞在者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって、現在及び将来とも市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(4) 環境の保全及び創造 「保全」とは、環境を良好な状態に残しておくこと、維持していくことをいい、「創造」とは、環境を良好な状態に保ちつつ、より質の高い快適で潤いのある豊かな環境を創り出すために努力をしていくことをいう。環境の保全及び創造の視点に基づく人材の育成、仕組みづくり並びに生き方及び生活様式の提案なども含まれる。

(5) 事業者 この条例においては、反復継続して一定の行為を行うことを業務とする者を「事業者」といい、必ずしも営利目的で事業を営む者に限らず、公益・公共事業を営む者も含まれる。

(6) 滞在者 通勤、通学、旅行及び別荘利用等で一時的に市内に滞在する者をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境資源の有限性を認識し、環境への負荷の少ない健全な経済が持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者がそれぞれの責務を自覚し、適切な役割分担の下に積極的かつ継続的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる

事業活動及び日常生活において積極的かつ継続的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるおそれのある公害を防止するための措置を講ずるとともに、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第7条 滞在者は、前条に定める市民の責務に準じて環境の保全及び創造に努める責務を有する。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、市民及び事業者の協力の下に各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 森林、農地、緑地、河川、湖沼等における多様な自然の環境の保全及び創造を図るとともに、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。

(4) 岩手山、八幡平、安比高原、七時雨山の美しい山並みに調和した良好な景観の形成を図りつつ、潤いと安らぎのある社会的環境を保全し創造すること。

(5) 廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。

(6) 市民が環境との関わりについて理解と認識を深めるため、系統的な環境教育の構築に努めること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、八幡平市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる項目を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、八幡平市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境への配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するにあたっては、環境優先の理念のもとに環境基本計画との整合を図るとともに、環境への負荷が低減されるよう十分に配慮しなければならない。

2 事業者は事業を実施するに当たり、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(年次報告書)

第11条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表しなければならない。

## 第3章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う者が環境影響評価を行い、環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第13条 市は、公害の原因となる行為その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための誘導的措置)

第14条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者が、その活動に係る環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置をとるよう誘導し、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(快適な環境の保全及び創造)

第15条 市は、快適な環境の保全及び創造に関し、自然とのふれあいの場の創出、緑化の推進、良好な景観の形成その他に潤いと安らぎをもたらすため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、豊かな自然の恵みと良好な景観の素晴らしさを市民、滞在者のみならず多くの人々が認識することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

3 市民、滞在者及び事業者は、快適な環境の保全及び創造を理解し、廃棄物の適正な処理並びに使用済みの機器、資材及び遊休地等の適正な管理に努め、良好な自然環境及び生活環境の保全を尊重しなければならない。

(環境の保全に関する施設の整備等の推進)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地、河川その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備並びに森林の整備その他の環境の保全及び創造に資する公共的事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の推進等)

第17条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等が推進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(教育及び学習の推進等)

第18条 市は、環境教育及び環境学習の推進並びに広報活動の充実を図り、市民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深め、自発的な活動に結びつけていくことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動を促進するための措置)

第19条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が自発的に行う緑化活動、環境美化活動及び再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集を図るとともに、必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民等の参加)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、市民等の参加及び協力を促し、これに必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査の実施)

第22条 市は、環境の状況の把握その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第23条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第24条 市は、広域的な取り組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全に関する国際協力)

第25条 市は、国、他の地方公共団体及び市民等その他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

#### 第4章 環境審議会

(設置)

第26条 環境の保全及び創造に関する基本事項を調査審議させるため、市長の諮問機関として八幡平市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第27条 審議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 環境の保全及び創造に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が審議会に調査審議または意見を求めた事項。

(組織)

第28条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民
- (5) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第29条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第30条 審議会に会長及び副会長を1人置き、選出は委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第31条 審議会は市長が招集する。

2 会議は委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第32条 審議会の庶務は、市民課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成24年1月19日条例第2号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附則(平成27年12月16日条例第15号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。